

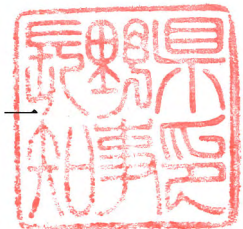
長野県指令 26 県協第 48 号

長野市大字南長野字幅下 692 番地 2 号
特定非営利活動法人長野県みらい基金

平成 26 年 5 月 27 日付けの申請について、下記の期間を有効期間として特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 44 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人として認定します。

平成 26 年（2014 年）6 月 11 日

長野県知事 阿 部 守



記

認定の期間 平成 26 年 6 月 11 日から平成 31 年 6 月 10 日まで